

データ資料 3 8 水質汚濁防止法に基づく業種別特定事業場数

法施行令別表第1 の番号	業種名又は特定施設名	水質汚濁防止法に基づくもの			瀬戸内法の適用を受けるもの(再掲)		
		平均排水 量が30 /日未満 のもの	平均排水 量が50 /日以上 未満のもの	平均排水 量が50 /日以上 のもの	小計	平均排水 量が30 /日未満 のもの	平均排水 量が30 /日以上 のもの
1	鉱業	1			1		
1の2	畜産農業	316			316		
2	畜産食品製造業	40	12		52	6	6
3	水産食品製造業	83	1		84	1	1
4	保存食品製造業	159	6		165	1	6
5	みそ・醤油等製造業	63	3		66		
8	パン・菓子製造業	29	3		32	3	3
9	米菓製造業	20			20		
10	飲料製造業	58	8		66	4	4
11	動物系飼料等製造業	5			5		
12	動植物油脂製造業	5			5		
14	でん粉製造業	2			2		
16	めん類製造業	63	3		66	2	2
17	豆腐等製造業	259	4		263	2	2
18の2	冷凍調理食品製造業	3	1		4	1	1
19	紡績業等	342(6)	20(5)		362(11)	13(5)	13(5)
20	洗毛業	1			1		
21	化学繊維製造業		2(1)		2(1)		
21の3	合板製造業	1	1		2	1(1)	1(1)
22	木材薬品処理業	4(3)			4(3)		
23	パルプ・紙等製造業	27			27		
23の2	新聞・出版・印刷・製版業	15(2)	1(1)		16(3)	1(1)	1(1)
24	化学肥料製造業	1(1)	1(1)		2(2)		
26	無機顔料製造業						
27	その他無機化学工業製品製造	6(4)			6(4)		
28	カーボン法アクリル誘導品製造業	1			1		
30	発酵工業		1		1		
31	メタン誘導品製造業	1			1		
32	有機顔料等製造業	1(1)			1(1)		
33	合成樹脂製造業	2(1)	1		3(1)	1	1
34	合成ゴム製造業	1(1)			1(1)		
39	硬化油製造業		2		2	1	1
43	写真感光材料製造業		1		1	1	1
44	天然樹脂製品製造業	1			1		
46	その他有機化学工業製品製造	4(1)	4(1)		8(2)	2(1)	2(1)
47	医薬品製造業	5(2)			5(2)		
50	試薬製造施設	1(1)			1(1)		
51の2	自動車用タイヤ等製造業						
52	皮革製造業	2			2		
53	ガラス等製造業	6(3)	4(4)		10(7)		
54	セメント製品製造業	46(43)			46(43)		
55	生コンクリート製造業	76(52)	5(1)		81(53)	2(1)	2(1)
56	有機質砂かべ材製造業	1(1)			1(1)		
58	窯業原料精製業	2			2		
59	砕石業	8(1)	2		10(1)	2	2
60	砂利採取業	48(1)	1		49(1)		
61	鉄鋼業						
62	非鉄金属製造業	2(2)			2(2)		
63	金属製品製造業	13(7)	7(4)		20(11)	4(1)	4(1)
63の2	空びん卸売業	5	1		6	1	1
63の3	石炭を燃料とする火力発電所		1(1)		1(1)		
64	ガス供給業	1(1)			1(1)		
64の2	水道施設	9	7		16	2	8
65	酸・珪酸表面処理施設	64(29)	15(12)		79(41)	10(8)	10(8)
66	電気メッキ施設	11(7)	5(5)		16(12)	2(2)	2(2)
66の2	旅館業	1421	58(1)		1479(1)	3	18
66の3	共同調理場	5	2		7	2	2
66の4	弁当仕出・製造業	18	9		27	5	5
66の5	飲食店	28(1)	17(1)		45(2)	9	9
67	洗たく業	403(23)	7(1)		410(24)	3(1)	5(1)
68	写真現像業	41(2)			41(2)		
68の2	病院(300床以上)	8	6(1)		14(1)		6(1)
69	解体施設	2			2		
69の3	地方卸売市場		1		1		
70の2	自動車分解整備事業	7(1)			7(1)		
71	自動式車両洗浄施設	437(1)	1(1)		438(2)	1	1(1)
71の2	試験研究機関	64(46)	11(9)		75(55)	1(1)	5(4)
71の3	一般廃棄物処理施設	15(7)	2(1)		17(8)	2(1)	2(1)
71の4	産業廃棄物処理施設	6(1)	2(1)		8(2)	1	1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	19(17)	1		20(17)		
72	し尿処理施設	8(2)	146(5)		154(7)	2(2)	49(2)
73	下水道終末処理施設		36(15)		36(15)		
74	共同排水処理施設	6	2		8	1	1
指定地域特定施設	浄化槽(201-500人槽)	192(2)	68		260(2)		
合	計	4494(273)	492(72)		4986(345)	13(4)	175(30)
							188(34)

(注) 1 淀川流域以外の特定事業場については、50 / 日以上のもので、それ未満のものとは分けています。

2 ()内の数は有害物質を排出するおそれのあるもので、内数です。

3 指定地域特定施設は、淀川流域のみに係るものです。